**令和元年度第２回「大阪府差別解消に関する有識者会議」(R1.12.19)における委員の主な意見について（概要）**

資料１

・サイトブロッキングは有効な手段ではあるが、表現の自由や通信の秘密など憲法上の課題もある。海賊版の著作権侵害に関するサイトブロッキングについては緊急避難としてできるとの判断があったが、反対意見もかなりあった。というのも法律という明確な根拠規定がないため。

・サイトブロッキングを行う根拠となる法律を作ってほしいと要望することはあり得るが、その場合も過大な規制とならないよう、慎重に仕組みを考える必要がある。

・児童ポルノについては、法でその所持や保管等が刑事罰で明確に禁止されているのに対し、いわゆる同和地区の摘示やヘイトスピーチには刑事罰の規制がない段階では、サイトブロッキングは難しいのではないか。

・サイトブロッキングは、最後の手段であり、可能な限り謙抑的であるべき。

・青少年保護の観点から、フィルタリングサービスを利用できるように、いわゆる同和地区の摘示やヘイトスピーチについても、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第2条第４項で定める有害情報の例示の対象に含めるよう国に求めてはどうか。

・サイトブロッキングは最後の手段だと思うが、悪質なヘイトスピーチを流す特化したサイトであると十分認定できる場合など、非常に限定的なものであれば、サイトごと見れなくすることもありうる対処と言えるのではないか。

・サイトブロッキングは、基本的に謙抑的であるべきと考えるが、削除要請を何度

しても応えてもらえない、訴訟提起も見込みにくい場合等であって、プライバシ

ーが暴露されるおそれがある状況であれば、児童ポルノと同様、サイトブロッキ

ングを行うことはあり得るかもしれない。

項目3　サイトブロッキングについて

・まとめサイトは、情報を見たユーザーがSNSを利用して大きく拡散していくという役割を果たしている。裁判で敗訴したまとめサイトに対し、広告主が広告の掲載をとり止めることで、サイト運営者を経済的に干上がらせることができ、人権侵害のおそれのあるサイトを閉鎖させる実効性が高い。

・行政が広告主に対して、人権侵害のおそれのあるサイトに広告を掲載していることを注意喚起することは賛同しづらいが、明らかに差別的な表現をたくさん載せているようなサイトに対し、注意喚起が効果的であれば、全く問題がないとは言えないが、そのような対応があってもいいとは思う。

・情報提供とはいえ、行政による一方的な違法性の判断がそこにはあるので、あまり望ましいやり方ではないと考える。例えば、予め約款で「人権擁護機関や第三者機関等から削除要請のあったサイトについては広告表示を行わない」旨を定めた上で、事業者が人権擁護機関等から「このサイトが削除要請の対象となった」等の情報提供を得るような形での自主規制を促してはどうか。

・サイトの内容を判断する場合は、政治的影響から独立した第三者機関などの判断を介在させるなど、判断過程において客観性を備えることが必要と考える。

・人権侵害のおそれのあるサイトを誰がどのようにして認定するのかが一番大きな

　問題。訴訟で損害賠償を請求されたら敗訴する可能性もあるので、はっきりした基準が必要ではないか。

・サイトに表示される広告は毎回、誰が検索するかによって変わるため、全ての広告主に知らせるには限界がある。そもそも違法性があるサイトには広告が表示されないようにしないことには、対応が難しいのではないか。

・行政が大手企業１社や2社であっても、情報提供したことにより、その企業が広告を停止することとなれば、波及効果が見込める。

・広告出稿の停止は、広告収入を断ち、サイト運営者を経済的に干上げるものであ

り、海外サイトに対しても非常に有効な手段であることから、サイトブロッキン

グにつなぐようなステップとして、まず検討してみてはどうか。

項目4　広告収入について